

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和3年5月14日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 クスリのアオキ津志田店 盛岡市津志田町二丁目103番1ほか
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗の名称
- (4) 変更の年月日 令和3年3月31日
- (5) 変更の理由 店舗名称の確定のため

2 届出年月日 令和3年4月22日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所